

(A 4)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

ファクシミリ番号

地方整備局長
北海道開発局長 殿
知事

福

- 1 法第6条第1項の権利の実行により、国土交通大臣から通知書の送付を受けた
日

年 月 日

- 2 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

- 3 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

- (1) 金銭の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託 番 号	供 託 金 額
			(計) イ

- (2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

[illegible]

[illegible]

(3) 振替国債の供託

供 託 所 名	供託年月日	供託番号	銘 柄	供託価額
				(計) 〆

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

$$2 + 3 + 4 =$$

注 3(2)及び6(2)の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。